

# 建築物等定期点検業務仕様書

## 1 対象施設

番号	名称	延床面積(m <sup>2</sup> )	構造
1	門司港駅前自転車駐車場	526.68	RC造半地下中2階建
2	門司駅前自転車駐車場	616.59	RC造半地下中2階建
3	南小倉駅前自転車駐車場(南棟)	399.84	RC造半地下中2階建
4	徳力嵐山口自転車駐車場	656.53	RC造半地下中2階建
5	下曾根駅南口自転車駐車場	1,291.58	S造2階建
6	若松渡船場前自転車駐車場	585.20	RC造半地下中2階建
7	黒崎駅前自転車駐車場	1,677.54	RC造地下2階建 S造地上4階建
8	陣原北自転車駐車場	437.92	S造平屋建
9	陣原南自転車駐車場	2,192.53 (※)	RC造3階建
10	本城駅前自転車駐車場	925.81	S造2階建
11	九州工大前駅前自転車駐車場	673.18	RC造半地下中2階建

※環境局持ち分を含む

## 2 業務内容

- (1) 建築基準法第12条及び北九州市建築物等定期点検業務共通仕様書の規定に基づき、建築物等を定期的に点検すること。
- (2) 定期点検と別に、当該建築等の劣化により危険が発生した場合(外壁の剥落等)は、直ちに適切な処置及び保守を行うこと。

## 3 業務の範囲

本業務の対象範囲は、下記の「○」印による。

業務区分	令和7年度 対象業務	令和8年度 対象業務	令和9年度 対象業務	令和10年度 対象業務	令和11年度 対象業務
建物関係（敷地及び構造）	○	—	—	○	—
換気設備	○	○	○	○	○
排煙設備	○	○	○	○	○
非常用照明設備	○	○	○	○	○
給排水設備	○	○	○	○	○
防火設備	○	○	○	○	○
昇降機	○	○	○	○	○

なお、別途定期的な点検を行っており、適切に作動することが確認済みの場合は、作動点検の実施日等を報告するものとする。（例：昇降機や防火設備）

#### 4 成果品

作業終了後速やかに次の書類を提出する（各2部・フルカラー）。なお、定期点検の結果が建築物のカルテとして役立つよう、その建築物の履歴が分かるように留意して報告書を作成すること。

- (1) 点検記録等（様式有り）
- (2) 定期点検結果総括表（様式有り）
- (3) 編集可能な電子データ一式